

第 102 回定例会 質 疑 通 告 書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市 長	<p>議案第 2 号 淡路市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の件</p> <p>(1) 令和 5 年 4 月から個人情報保護法の規律が、全国共通ルールとして適用されるが、現行条例からなくなる部分や変更となる点は何か。</p> <p>(2) 地方公共団体の個人情報保護制度の在り方（改正の概要）によると、匿名加工情報の提供制度の導入について、国と同じ基準の適用とあるが、情報提供を行うのか。</p> <p>(3) 匿名加工情報は、利用停止請求の対象となるのか。</p> <p>(4) 条例制定にむけてのパブリックコメントが 1 件もなかったが、「広報淡路」に掲載しなかったのはなぜか。</p> <p>議案第 5 号 淡路市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化のための固定資産税の課税免除に関する条例及び淡路市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>(1) 現行の同意基本計画の期間を延長することによって、新たな企業の進出など、効果が出ると考えるのか。</p> <p>議案第 9 号 淡路市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>(1) なぜ今、条例を制定する必要があるのか。</p> <p>(2) マイナンバーカードを取得しない人は、これまでどおりの運用になるのか。</p> <p>議案第 16 号 淡路市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例制定の件</p> <p>(1) 自動車を運行する場合の安全管理について、利用者の事業内での活動や移動のためとなっているが、どのようなことを想定しているのか。</p> <p>(2) 業務継続計画の策定等について、努力義務となっているが、市の施設では実施が約束されるのか。</p> <p>議案第 19 号 財産処分の件（砂連尾用地）</p> <p>(1) 本件土地を取得した当初の目的は何だったのか。</p> <p>(2) 土地を取得した当時の価格はいくらだったのか。</p> <p>(3) 土地への道路等の整備が必要なのか。そうであれば、本市は関与することになるのか。</p>

第102回定例会 質疑通告書

質 問 者	答弁を求 める者	質 問 の 要 旨
岡田 教夫	市長	<p>議案第20号 権利の放棄の件（花博跡地未納契約保証金等）</p> <p>(1) 土地売買契約当時の債務者の事業活動の実績、財産状況はどうだったのか。</p> <p>(2) 債務者の営業見通しについて、当初から掌握できていなかったから現在の状況に至ったのではないか。</p>

第102回定例会 質疑通告書

質問者	答弁を求める者	質問の要旨
鎌塚 聡	市長	<p>議案第21号権利の放棄の件（災害援護資金貸付金）</p> <p>この放棄方針の背景には、兵庫県が、自治体が貸し付けている債権を放棄すれば県がその自治体に貸し付けている分（1/3）の返済を免除することに加え、国への2/3返済負担を軽くする貸付制度がありそれを市は利用する意向もあるからだと思うが、国への費用負担を市は求めてきた（いる）のか。</p> <p>議案第22号 公の施設の指定管理の指定に関する件</p> <p>(1)公募によらない指定となるが、その理由が公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条2項4号ならば、緊急、特別の理由とはなにか。それ以外の理由なら、それはなにか。</p> <p>(2)そもそも、昨年9月の42号議案提案の時から、売却先の運営がこの4月からスタートすることは難しいと想定していたのか。いつまでに売却先をきめ、いつから売却先が事業を始めることとなる計画だったのか。</p> <p>(3)42号議案の附則により、この施設の売却等に関する部分の施行日は公布の日から1年6カ月を超えない範囲内で規則で定める日となっている。このことは、最長2024年3月末まで施行が延ばせると解するが、なぜ、今回、指定期間は4月1日から9月30日までの6カ月なのか。2)の答が10月1日からスタートすることによるものか。</p> <p>(4)現時点で、この施設の売却公募に至っていない理由はなにか。</p> <p>議案第24号 淡路市の区域内に新たに生じた土地の確認の件</p> <p>なぜ今確認を行う必要がでたのか。</p>